様式第2号（第10条関係）

第　　　号

　　年　月　日

　　　　　　　様

丸亀市長　　印

丸亀市審判請求費用助成金支給（不支給）決定通知書

　年　月　日付けで申請のありました丸亀市成年後見制度利用支援事業に係る丸亀市後見開始等審判請求費用助成金の支給について、下記のとおり決定しましたので、丸亀市成年後見制度利用支援事業実施要綱第10条の規定により通知します。

１　助成決定

|  |
| --- |
| 成年被後見人等 |
| 住　所 |  |
| 氏　名 |  |
| 生年月日 | 　　　年　　月　　日（　　歳） |
| 成年後見人等 |
| 成年後見等の類型 | 　□　成年後見　　□　保佐　　　□　補助 |
| 住　所 |  |
| 氏　名 |  |
| 生年月日 | 　　　年　　月　　日（　　歳） |
| 対象期間 | 　　年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日 |
| 報酬助成決定額 | 　　　　 円 | 内訳 　　 | 収入印紙代　　　　円 | 郵便切手代　　　　　円 |
| 鑑定料　　　　　　円 | 診断書代　　　　　　円 |

２　却下

|  |  |
| --- | --- |
| 理　由 |  |

●丸亀市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定に違反した場合、助成金支給の決定の全部又は一部を取り消し、その取消しに係る部分に関し、既に助成金を支給しているときは、当該助成金の返還を求めます。

●この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に丸亀市長に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、丸亀市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。